

## 風しん対策請求支払に係る Q&A

Q001	抗体検査を受診した人がいたが、請求はどのようにするのか。
A001	請求総括書、市区町村別請求書と受診票、予診票を提出してください。 受診票等は医師会で取りまとめる等でないのであれば、直接連合会に請求してください。 厚生労働省及び本会のホームページに請求総括書、市区町村別請求書を掲載していますので、ダウンロードしてください。 ダウンロードができない場合は、原本を送付させていただきます。 厚生労働省のホームページに手引きも掲載されていますので、ご確認ください。
Q002	医療機関から送付するレセプトと同じ封筒に同封しても問題ないか。
A002	問題ありません。
Q003	請求総括書等に記載する医療機関番号は、レセプト請求の時と同じ7ケタのもので良いのか。
A003	医療機関コードの7ケタの前に「281」をつけた10ケタの番号を記載してください。
Q004	当月検査等を受診された方の請求を翌月10日までにできなかった場合、翌々月に請求しても問題ないか。 (例:5月に検査もしくは予防接種を受診⇒8月10日に請求)
A004	問題ありません。 その場合、請求月は実際に請求される月を記載してください。 (例の場合で言えば、8月請求と記載=7月に検査実施された方と同じ請求総括書で請求)
Q005	抗体検査と予防接種の請求は、同一月にしなくてはならないのか。
A005	別で請求いただいて問題ありません。
Q006	抗体検査等の結果を直接医院に来てもらって伝える予定にしているが、本人に伝えてから請求しなくてはいけないのか。
A006	検査結果が出ていれば、本人へ伝えていなくても請求して問題ありません。
Q007	抗体検査を既に受けている方がおり、検査結果も提出してもらっていて接種の必要があるとわかる場合、予防接種をしたうえで、請求して問題ないか。
A007	厚生労働省のホームページに掲載されている医療機関向け手引きのQ&Aに、過去に抗体検査を受けた方が提出された検査結果が今回の第5期の抗体価の接種対象であると判断できる場合、抗体検査を受けなくても接種して問題ない旨の記載があるため、抗体価を確認いただき、第5期の基準を満たしているのであれば、請求していただいて問題ありません。
Q008	自費の健診(人間ドックなど)等で抗体検査を実施した場合、抗体検査の検査番号は、1または2で請求したらよいのか。
A008	厚生労働省のホームページに掲載されている医療機関向け手引きには、健診等の機会とするか医療機関受診とするかについては、医療機関の判断である旨の記載があるため、健診等の機会という整理で1または2を選択いただいて問題ありません。
Q009	MRワクチンが入手できにくいいため、風しん単体ワクチンでも請求可能なのであれば、使用したいと考えているが大丈夫か。
A009	風しんの集合契約の実施要領の実施方法が記載されているページに、MRワクチンのみが対象である旨の記載があるため、風しん単体ワクチンは対象ではありません。
Q010	抗体検査の実施者と結果の判断者の医師が違う場合、医師名はどこに記載するのか。
A010	抗体検査の実施者は「医師記入欄」の欄に、結果の判断者は「実施場所・医師名・検査年月日」の欄に、それぞれの医師名を記載願います。
Q011	他県保険者や被用者保険で受診した場合、兵庫県連合会に請求しても問題ないのか。
A011	問題ありません。
Q012	クーポン券に「予診のみ」と記載されている分は、抗体検査の結果を聞きに来られた際に使用するのか。
A012	「予診のみ」のクーポン券は、予防接種を受けようとした際に、体調不良等の理由により、問診及び診察を行ったが、接種が出来なかった場合に使用するクーポン券です。 抗体検査の結果を聞きに来られた場合には使用できません。